

応援します！地域福祉活動助成事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、赤い羽根共同募金を活用し、地域福祉活動を財政面から援助することにより、住民参加による福祉のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

（対象となる団体）

第2条 対象となる団体は、所沢市民を中心とした5名以上の会員で運営し、所沢市内において無償で活動をする宗教又は政治を目的としない団体で次の各号に該当するものとする。ただし、前年度の助成金の交付を受けたにもかかわらず、報告書未提出の団体は除くものとする。

- (1) 申請時において地域福祉を推進する活動を行っている団体
- (2) 助成金の交付を申請する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）中に地域福祉を推進する活動の開始を予定している団体

（対象となる活動）

第3条 対象となる活動は、一の年度中に開始し終了する高齢者、障がい者、児童、ひとり親家庭などを対象とした地域福祉活動で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、会員以外の参加者が過半数に満たない活動、自主財源のない活動及び行政からの助成金など資金援助のある活動は対象としない。

- (1) 複数回のサロン活動及び配食活動等の実施
- (2) 単発の交流会及びイベント等の実施
- (3) 地域福祉に関する学習及び研修会の実施（広く市民に学びの場を提供するものとし、自主研修を除く。）
- (4) 当該申請年度中に団体を設立するための準備経費及び事業費の一部

（申請回数等の制限）

第4条 同一の団体が一の年度に申請できるものは、前条各号の活動のいずれかとする。ただし、前条第4号に関しては重複の申請を認める。

（助成金の限度額）

第5条 助成金申請額は計画する活動総予算の2分の1の額である助成基準額と別表に規定する助成限度額を比較してどちらか少ない額以内とする。

（対象外の経費）

第6条 次の各号に掲げる経費は助成の対象としない。

- (1) 助成の対象以外の活動及び事前の現地視察の経費
- (2) 団体の運営に関する経常経費
- (3) 団体設立時以外の備品購入（購入金額2万円以上かつ使用可能年数が1年以上のもの。）
- (4) 儀礼的・交際費的経費（飲食、接待、寸志、心づけ、土産等）
- (5) 飲食店での飲食代及び弁当の購入代等
- (6) すべての活動に関する飲酒
- (7) 収益を得るための経費

(申請の方法)

第7条 この事業の助成を希望する団体は、事業を行おうとする年度の開始1箇月前から当該年度の4月末日までの間に、応援します！地域福祉活動助成事業申請書(様式第1号)に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、社会福祉法人所沢市社会福祉協議会会長(以下「本会会長」という。)に提出しなければならない。ただし、本会会長が特に認めた場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第4号に該当する事業を行おうとする場合の申請期間は、事業を行おうとする年度の開始1箇月前から当該年度の2月末日までとする。

(申請受付の終了)

第8条 前条の規定にかかわらず、この事業の申請受付は、この事業に係る当該年度予算が無くなり次第終了とする。

(助成金の決定)

第9条 本会会長は、申請内容を審査し、助成金交付の適否を決定し、その旨を応援します！地域福祉活動助成事業決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 本会会長は、助成金を交付決定した後、申請者から指定された金融機関に助成金を振込むものとする。

2 助成金は、交付決定した日の属する月の翌月20日付の振込みを原則とする。ただし、活動の実施期間により、本会指定日又は前期分・後期分の2回に分けての交付とすることができる。

(実施の報告)

第11条 助成金の交付を受けた者は、応援します！地域福祉活動助成事業報告書(様式第3号)に領収書の写しを添付して、活動終了後30日以内に事業の報告を行うものとする。

(助成金の返金)

第12条 助成金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合、助成金を現金によって本会に速やかに返金するものとする。

- (1) 計画した事業を一切実施しなかった場合は、その全額を返金する。
- (2) 支出金額の2分の1が助成基準額を満たさなかった場合は、その差額を返金する。
- (3) 助成の対象となった活動以外に助成金を支出した場合は、その金額を返金する。
- (4) 会員以外の参加者が予定の3分の1以下に減った場合は、やむを得ない場合を除き、その全額を返金する。
- (5) 第3条第1号に該当しない交付で残金が発生する場合は、その金額を返金する。

(助成金用途等の公開)

第13条 本会は、本事業の実施に伴い、入手した情報のうち、個人情報を除き、団体名、活動内容及び助成金の用途などを一般公開することがある。

(委任)

第14条 この要綱に定めるものほか、本事業に関し必要な事項は、本会会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 応援します！ふくし活動助成事業要領〔平成 15 年 4 月 1 日施行〕及びボランティアグループ組織運営費助成事業要綱〔平成元年 4 月 1 日施行〕は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際に、ボランティアグループ組織運営費助成事業要綱により助成金の交付決定を受けたグループは、同要綱第 5 条第 2 項に規定する助成期間に到達する迄はなお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表

助成区分	対象活動	助成限度額
第 1 号	複数回のサロン活動や配食活動等の実施	150,000 円以内。ただし、活動 1 回当たり 10,000 円を限度とし、活動回数に加算する。
第 2 号	単発の交流会やイベント等の実施	40,000 円以内
第 3 号	地域福祉に関する学習・研修会の実施 (自主研修を除く。広く市民に学びの場を提供するもの。)	30,000 円以内
第 4 号	当該申請年度中に団体を設立するための準備経費及び事業費の一部	30,000 円以内

補則

応援します！地域福祉活動費助成金について

1 申請書及び報告書における支出項目については、以下の項目を適用してください。

支出項目	該当するもの
食材費	交流会及び、茶話会等の食材費、主に食品関係。
入場料	各施設見学等にかかる入場料。
交通費	高速道路代金、ガソリン代、電車賃等。
印刷代	各イベント、食事会、茶話会、研修会等活動時の写真代及び会議・報告等に使用する資料のコピー・印刷代。
宿泊費	宿泊に伴う代金。
保険代	ボランティア行事保険又開催事業にかかる保険代等（但し、ボランティア保険等の個人の保険は除きます。）
消耗品代	割り箸、紙ナフキン、ラップ、洗剤、文房具、配布資料の用紙等。
備品代	団体設立時のみ対象。購入金額2万円以上、かつ使用可能年数が1年以上のもの。
謝礼金	講師料、講師交通費。ただし、主催団体の会員や参加者が講師となる場合は対象外。
通信費	切手、はがき等にかかる代金。
賃借料	利用会場の使用費、バスの借上げ代等。
繰越金	複数回のサロン活動や配食活動で次年度の運転資金としての繰越金が発生した場合のみ。報告書の「活動費支出済額」へは、繰越金の額を差し引いた額を記入すること。
その他	衛生費（検便等の検査料）等。

2 支出する際の注意事項について

- ・項目ごと分けて品物は購入し、レシートを受け取ってください。
- ・レシートは支出項目ごとに重ならないように紙に貼って提出してください。

3 返金について

要綱第12条に該当する場合、助成金の返金が生じます。返金は、報告時を原則とします。ただし、通年の活動で3月中も活動をしている場合は、3月末までに返金してください。

4 その他

- ・単なる旅行や食事だけを目的とするような活動は対象としません。
- ・参加者には、無理のない範囲で参加費等の負担を求めてください。
- ・1人当たりの助成額（助成金額÷参加者数）の上限は1,500円とする。
- ・1人当たりの食材費助成額〔（食材費-助成金以外の収入額合計）÷参加者〕の上限は300円とする。
- ・記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部又は下部に正書し、訂正箇所に押印してください。修正テープなどによる修正は不可です。
- ・共同募金の配分金を活用した社会福祉協議会からの助成金であることをチラシなどに記載するなどして、参加者の方々への周知をお願いします。

※記載例：「この活動は共同募金配分金を原資とする所沢市社会福祉協議会の助成金を受けています。」